第三条の次に次の一条を加える。

（組合の業務）

第三条の二　組合は、次に掲げる業務を行う。

一　短期給付の決定及び支払

二　長期給付の裁定及び支払

三　長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）に充てるべき積立金の積立て

四　業務上の余裕金及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金の管理及び運用

五　掛金及び厚生年金保険法第八十一条第一項の規定による保険料の徴収

六　前各号に定めるもののほか、厚生年金保険法その他の法律により組合が行うものとされた業務

2　組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる。

第五条第一項第七号中「給付」を「短期給付及び長期給付」に改め、同項第八号中「（第三十八条の三第一項第七号に掲げる事項を除く。）」を削り、同条第二項中「及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）」を削り、同条第五項中「地方職員共済組合等」を「警察共済組合」に「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六条中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合、指定都市職員共済組合」に改める。

第九条第二項中「都職員共済組合等」を「都職員共済組合及び指定都市職員共済組合（以下「都職員共済組合等」という。）」に改める。

第十九条の二中「（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）」を削り、「正当な理由がなく漏らし」を「漏らし、又は盗用し」に改める。

第二十三条第一項中「地方公務員共済組合連合会（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第二十四条中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」を「基礎年金拠出金」に改める。

第二十七条第一項中「市町村職員共済組合又は」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は」に「すべての市町村職員共済組合及びすべての」を「全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　市町村連合会の業務は、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち、第三条の二第一項第二号から第四号までに掲げる業務その他総務省令で定める業務とする。

第二十七条第三項第三号中「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第二十八条第一項第七号中「の決定及び支払」を削る。

第三十条第三項中「理事（」の下に「指定都市職員共済組合の第十三条第六項第一号に掲げる組合会の議員が選挙した理事、」を加え、「第十三条第六項第二号」を「同項第二号」に改める。

第三十八条第一項中「者について」の下に「、第十九条の二の規定は市町村連合会の役員若しくは市町村連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第三十八条の二第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二　組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整を行うこと。

三　第五章の二に定めるところにより実施機関積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。

第三十八条の二第二項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「又は」を「、又は」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号の次に次の三号を加える。

四　長期給付積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。

五　厚生年金保険法第八十四条の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）を納付し、又は同法第八十四条の三に規定する交付金（以下「厚生年金交付金」という。）を受け入れること。

六　基礎年金拠出金を納付すること。

第三十八条の二第三項中「第百三十四条第八項」を「第百三十四条第十項」に改める。

第三十八条の三第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七　厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（同項第三号に定める者を除く。）との情報交換及び連絡調整に関する事項

八　第五章の二に定めるところにより行う実施機関積立金の運用状況の管理に関する事項

第三十八条の三第一項中第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九　長期給付積立金に関する事項

十　厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する事項

十一　基礎年金拠出金に関する事項

第三十八条の三第三項中「第一項第七号及び第九号」を「第一項第十二号」に改める。

第三十八条の八第一項中「長期給付（」を「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）の長期給付（」に、「及び」を「を含む。）並びに厚生年金拠出金の納付及び」に改め、「を含む。）」を削り、同条第二項中「（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）」を削る。

第三十八条の九第一項中「者について」の下に「、第十九条の二の規定は地方公務員共済組合連合会の役員若しくは地方公務員共済組合連合会の事務に従事する者又はこれらの者であつた者について」を加える。

第四十条第二項ただし書中「国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）、厚生年金保険の被保険者」を「厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）」に改める。

第四十三条の見出しを「（給付の決定及び裁定）」に改め、同条第一項中「給付を」を「短期給付を」に改め、「（以下「受給権者」という。）」及び「（長期給付で市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、第七十七条、第百九条、第百四十四条の二十五、第百四十四条の二十五の二及び第百四十四条の三十において同じ。）」を削り、同条第二項中「給付」を「短期給付」に改め、同条に次の一項を加える。

3　長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）が裁定する。

第四十四条から第四十七条までを次のように改める。

第四十四条から第四十七条まで　削除

第四十八条第一項中「掛金」を「第百十四条第一項に規定する掛金等」に改め、「において、」の下に「当該組合が」を加え、「同項の規定により」を「第百十五条第三項の規定により当該組合に対して」に改め、「があるときは」の下に「、当該組合は」を加え、同条第二項中「において、」の下に「組合が」を、「その者が」の下に「当該」を、「があるときは」の下に「、当該組合は」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合が」とあるのは「組合又は市町村連合会が」と、「当該組合は」とあるのは「当該組合又は当該市町村連合会は」と、前項中「組合が」とあるのは「組合（市町村連合会を含む。以下この項において同じ。）が」と読み替えるものとする。